

## 太田市1%まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民と行政の協働により、地域コミュニティの活性化や特色あるまちづくりの推進を目的として、住民自ら考え行動し汗を流す太田市1%まちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。ただし、宗教、政治若しくは営利活動を目的とする事業者又は設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められる団体は、この限りでない。

- (1) 住民自治組織
- (2) ボランティア及びNPO団体
- (3) 教育、芸術、文化及びスポーツ関係団体
- (4) 商業、農業及び経済関係団体
- (5) 地域の活性化を目的とする団体

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 太田市内において地域の活性化を図り、又は地域の特色を活かせる事業
- (2) 住民の労力提供等がある事業
- (3) 公共性のある事業
- (4) 継続可能な事業
- (5) 他の補助金等を受けていない事業
- (6) 前条に規定する事業者が実施する事業
- (7) 他の法律、条例等に抵触しない事業
- (8) 年度内に実績報告を提出できる事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に掲げる補助対象事業に係る経費のうち、別表に定める項目のとおりとし、当該項目にない経費については、太田市1%まちづくり会議設置要綱（平成17年8月19日太田市制定）により設置された太田市1%まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）で精査するものとする。

(補助金額の確定)

第5条 補助金額は、別表に定める対象経費の項目ごとに算出し、合計した額の千円未満を切り捨てた額とする。ただし、当該項目にない経費の補助金額は、まちづくり会議で協議し決定するものとする。

(まちづくり事業計画書)

第6条 まちづくり事業としての採択を受けようとする事業者（以下「事業者」という）は、次に掲げる項目を満たした事業計画書をまちづくり会議に提出しなければならない。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施主体
- (3) 事業実施場所
- (4) 事業予定期間
- (5) 事業内容
- (6) 事業により見込まれる効果
- (7) 収支予算

(まちづくり事業の採択)

第7条 まちづくり会議は、別に定める採択基準により、まちづくり事業の審査を行う。

2 まちづくり会議は、審査の結果を速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、まちづくり事業の採択の可否を事業者に通知する。

(まちづくり事業の検証)

第8条 まちづくり会議は、太田市補助金等に関する規則に基づいて提出された実績報告書により事業の検証を行い、結果を市民に公表する。

(財産処分の制限)

第9条 事業者は、まちづくり事業により取得し、又は効用の増加した備品等を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(要綱の見直し)

第10条 この要綱は、住民と行政の協働による、地域コミュニティの活性化や特色あるまちづくりの推進を目指す事業の実施に有効であると認められる場合は、まちづくり会議の意見を参考に、見直しを行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	内容
原材料費	事業に直接要する原材料費
旅費	講師、出演者等の交通費、宿泊費（市の基準に従う）
通信費	事業の実施、連絡等に要する郵便費等の通信費
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費
保険料	事業の実施に係る保険料
報償費	外部からの講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金等
備品購入費	作業等に必要な機材、備品の購入費
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
コミュニティ経費	飲み物、お茶菓子代等